

木知原の今昔！

48号: 24・10・11

明治シリーズ(Ⅲ)

社地繪圖

地租改正で神社地はどうなった？

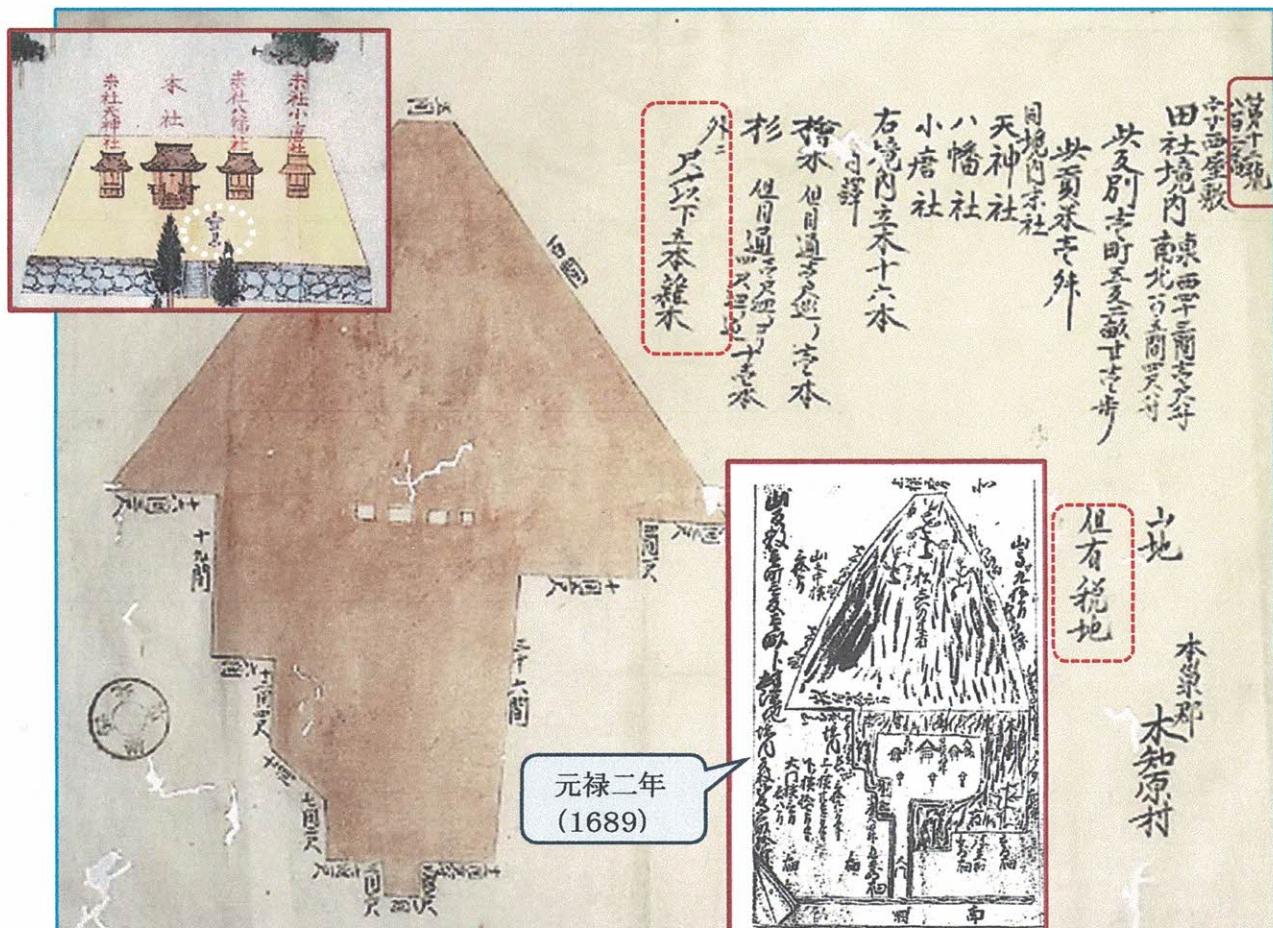
「地租改正」は当然神社仏閣の土地も税改正の対象となった。

「11号」で一度触れたが地租改正の観点から再提示した。

社 地繪圖。社地も税制改正の方針で地籍の調査対象となった。

絵図帳には「調査記録のひな型」が綴じられており「字切繪図」と同様に全国一律の形式で記載を求めるなど神社仏閣地に対しても従来の優遇策が詳細に見直しされることとなった。

木知原は明治十年三月下旬に調査完了した「社地繪圖」が保存されている。



第十二號

とは字切繪図の「門洞壱號」からの通し番号で最後に除地が記録されている。

「號」は「号」に「虎」を加えることで政府のより強い意思を伝える狙いである。

目的が税制改革にあるので絵図も“財産目録”といった形式である。

それでも尺に満たない雑木迄記載には『そこまで…』とも思うが…

元禄二年の境内図を挿入したが、地形や面積に大きな違いはない。

神社持山は「除地」であったが「山地・但有税地」とあり課税対象となった。

明治10年時には神社の持山があったが明治14年に売却されている。

基本財産(現在)

- ・土地(境内のみ)
 - ・建物(本殿他)
- 財産金額は評価不能扱で0円となっている
(神社庁台帳より)

寺社地は江戸時代から町奉行も一目置く寺社奉行の支配下で特権意識が強かつたこ

ともあって増税となる地租改正には大反対でなかなか合意が得られなかったようである。

明治政府が神道を保護したことへの反発も強く決着までに20年近くを要している。